

■住宅借入金等特別税額控除について

住宅借入金等特別控除は所得税のみにある制度でしたが、税源移譲により所得税と個人住民税の比率が変わりましたので、所得税が減少した結果、控除限度額が所得税額を超えてしまい、控除しきれなくなる場合があります。

このため、所得税の税額が下がったことにより所得税から控除されなくなった住宅借入金等特別控除を翌年度の住民税で控除する制度が平成20年度から始まりました。

- ・対象者：平成11年から平成18年末までに入居された方
- ・対象年度：平成28年度分までの住民税について適用
- ・申告方法：その年の3月15日までに市へ住宅借入金等特別税額控除申告書の提出が必要です。
確定申告書を提出される方は、税務署を通して申告をします。
- ・計算方法

下の(1)と(2)のいずれか小さい金額 一 税源移譲後の税率で算出した前年分の所得税額

二 市県民税住宅借入金等特別税額控除

- (1) 前年分の所得税の住宅借入金等特別控除額
- (2) 税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額



■医療費控除について

○特定健康診査を行った人（実施年度内に40歳から74歳になる人）のうち、高血圧症、脂質異常症又は糖尿病同等の状態であると認められる人で「積極的支援レベル（要改善）」に該当した場合、診療又は治療の費用（自己負担分）は医療費控除の対象となりました。

なお、保健指導に基づく運動そのものの実践の対価（施設使用料）や食生活の改善指導を踏まえた食品の購入費用は、医師の診療等を受けるために直接必要な費用や治療又は療養に必要な医薬品の購入の対価に該当しないことから、医療費控除の対象とはなりません。

※確定申告をする際は、特定保健指導の領収書を添付する必要があります。

○確定申告等で医療費控除を受ける場合、医療費の領収書を人・病院（入院と通院）・薬局ごとに分けて計算し、生命保険等からの給付金がある場合は、その金額がわかるものも必要となります。

わからない点がありましたら税務課課課税係までご気軽に連絡ください。TEL72-1111 内線154・155

年末年始の交通事故 防止運動を実施

12月10日（水）～1月10日（土）

10月末現在の交通事故死者の年齢別では、高齢者が大半を占めており、また、高齢者が原因となる交通事故も増加傾向にあり、交通事故死亡事故を防ぐ対策として高齢者の交通事故防止が極めて重要になっています。
一方年末年始においては、例年、夕暮れ時、夜間に交通事故が多発する傾向があり、併せて忘年会・新年会など飲酒の機会も多くなることから、飲酒が原因となる交通事故が多くなることが予想されます。
本運動を通じて、広く市民の皆さんに交通安全について理解してもらい、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、年末年始における交通事故を防止しよう。

■運動の最重要点
～「つけてますか？」運動の展開～
①飲酒運転の根絶
～飲酒運転8（やつせん）運動の展開～
②全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

スローガン
「年末年始
マナーアップで
事故防止」



個人住民税の寄附金税制が変わりました (都道府県・市区町村に対する寄附金)

「ふるさと」に対し貢献又は応援をしたいという思いを実現する観点から、個人住民税の都道府県・市区町村に対する寄附金税制が拡充されました。

■どんな控除が受けられるの？

	改正前	改正後
控除率	所得控除方式により 適用対象寄附金 × 税率（10%）の軽減効果	税額控除方式により 都道府県・市区町村に対する寄附金のうち適用下限額を超える部分について、個人住民税所得割の概ね1割を上限として所得税と合わせて全額控除
適用下限額	10万円	5千円

※平成20年1月1日以後に支出した寄附金が対象となり、寄附をした翌年度の個人住民税から控除されます。（所得税については寄附を行った年分から控除されます）

■手続き等

個人住民税の寄附金控除の適用を受けるためには、毎年1月1日から12月31日まで行った寄附について、翌年3月15日までに最寄りの税務署に所得税の確定申告を行っていただく必要があります。その際、寄附先（都道府県・市区町村）などからもらった領収書等を申告書に添付する必要ですので、注意して下さい。

※個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の確定申告の代わりに、住所地の市区町村に簡易な申告書による申告を行っても構いません。この場合、所得税の控除は受けられませんので、ご注意ください。

■モデルケース

夫婦と子供2人（小学生と高校生）がいるサラリーマンで、年収700万円（所得税率10%）、個人住民税所得割額293,500円の方が枕崎市に4万円寄附した場合。

枕崎市への寄附金 40,000円		
控除の適用	控除対象となる金額 35,000円	
対象外金額 (自己負担)	所得税控除	個人住民税からの控除
	基本控除額	特例控除額
5,000円	3,500円	3,500円
		28,000円

※このケースでは、所得税と個人住民税合わせて35,000円が控除されますので、実質的には5,000円の自己負担ですむことになります。

（注）特例控除額は個人住民税所得割額の1割が限度です。

連載：トップ地球温暖化

温暖化から地球を守るために 「今、できること」②

温暖化から地球を守るために、二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスを増やさない生活をすることです。
ちょっとした生活の工夫や環境を考えた行動によって、それはできます。今回は、冬のエネルギー需要期を迎えるにあたり、日頃の生活のなかでできる省エネルギー対策を紹介します。

■温度調節を心がけよう
寒さが厳しくなる時期に入り、暖房器具に頼りすぎていませんか。エアコンは家庭内で最も電気量を使用する機器といわれています。冷暖房の使用をそれぞれ1°C控え、電気使用量を減らすと、二酸化炭素の削減に大きな効果が期待できます。二酸化炭素量は33kg/年（90g/日）を削減できることになります。

○昼間は日光を取り入れ、夜はカーテンで保温効果を。
○着る服を工夫し、体温を調節する。
○環境に負荷をかけない製品（緑色の省エネラベル）を選ぶ。